

### (目的)

第1条 少子高齢化・過疎化が進む中、誰もが厚沢部町に「住んで良かった」「住んでみたい」「いつまでも住み続けたい」と思える、安全で安心して暮らせる町「素敵な過疎のまち」を実現するため、「厚沢部町ちょっと暮らし」を実施します。そのことにより移住・交流による滞留人口の拡大を図り、地域の活性化を推し進め、美しい町・明るい町・豊かな町、厚沢部町を実現していくことを目的とします。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者とは、厚沢部町への移住を希望する者のなかで移住相談ワンストップ窓口を通じて移住しようとする者。
- (2) ちょっと暮らし住宅（以下、体験施設）とは、短期から長期滞在の方まで幅広く受け入れることができ、電化製品・家具等の生活備品が一通り揃い、移住生活を体験できる施設です。また、敷金、礼金、更新料、仲介手数料は不要のため、初期投資を抑えることができる移住・交流の促進を目的とする施設です。

### (運営・窓口)

- 第3条 厚沢部町ちょっと暮らし（以下、ちょっと暮らし）は素敵な過疎づくり株式会社（以下、当社）、厚沢部町が連携し、企画運営、移住定住を促進する事業です。
- 2 ちょっと暮らしの受付・申込・体験施設管理・体験プログラムの企画や案内・地元住民との交流等、ちょっと暮らしに関わる全ての業務を当社が窓口として、厚沢部町より委託を受けて、PR・案内等の情報発信・収集をします。
  - 3 厚沢部町と当社スタッフが厚沢部町に到着後の現地案内や生活サポートなどお手伝いします。

### (体験者)

第4条 体験施設に入居できる者は次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 町内での定住、二地域居住を考えている方。
  - (2) 賃料、暖房費等の支払能力がある方。
  - (3) 事業の趣旨に賛同して、アンケート調査等にご協力いただける方。
  - (4) 滞在期間中の移動手段を確保でき、常時連絡が可能な通信手段を所有している方。
- 2 当社の代表取締役（以下、代表者）が、前項の規定にかかわらず、第1条の目的を考慮して入居を認めた場合はこの限りでない。

### (受付・滞在期間)

第5条 体験施設の受付・滞在期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) その年の1月に受付を開始（その年の4月以降翌3月までの1年分を受付）します。
  - (2) 滞在期間は原則1週以上とし、最長6ヵ月までとします。
- 2 代表者が、前項の規定にかかわらず、第1条の目的を考慮して受付・滞在期間の特例を認めた場合はこの限りでない。

## (位置)

第6条 体験施設の位置は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |     |    |                       |                               |
|-----|----|-----------------------|-------------------------------|
| (1) | C棟 | 北海道檜山郡厚沢部町字上里 92 番地 1 | (延べ床面積 79.49 m <sup>2</sup> ) |
| (2) | D棟 | 北海道檜山郡厚沢部町字上里 92 番地 1 | (延べ床面積 79.49 m <sup>2</sup> ) |
| (3) | E棟 | 北海道檜山郡厚沢部町字上里 92 番地 1 | (延べ床面積 69.97 m <sup>2</sup> ) |
| (4) | F棟 | 北海道檜山郡厚沢部町字上里 92 番地 1 | (延べ床面積 69.97 m <sup>2</sup> ) |

## (申込)

第7条 体験施設を使用しようとする移住希望者(以下、体験者)は、厚沢部町ちよつと暮らし申込用紙を提出し、代表者の施設使用許可書が交付された後、申込金を前納することで、申込の完了とする。

2 体験施設を使用しようとする体験者は、次の事項を当社に申し出ていただきます。

- (1) 体験者名、住所、電話番号及び予定体験者名・人数
- (2) 滞在開始日、滞在日数及び希望体験施設
- (3) その他当社が必要と認める事項

3 体験者は、厚沢部町ちよつと暮らし申込用紙(以下、申込書)を、代表者に提出しなければならない。

4 当社は体験者による申込書の提出後、代表者による使用許可書が交付されれば、速やかに体験者に対し、賃料、申込金、その他サービス等の費用の案内をするものとする。

5 体験者は、前項の許可書、案内を受け取ると7日以内に申込金として賃料の一部(20%)を前納しなければならない。

6 書面による申込書の受領と申込金の納付をもって申込の完了とする。

## (使用許可)

第8条 代表者は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し使用に問題がないと認めた場合、ちよつと暮らし住宅使用許可書(以下、許可書)を、体験者に交付します。この場合において、代表者は施設の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付することができる。

## (賃料)

第9条 体験者は、前条の規定による許可書の交付を受けたときは、次の表に掲げる賃料の一部(20%)を申込金として、前納しなければならない。申込金を除く賃料については、滞在開始日(当日も含む)までに一括納付すること。ただし、止むを得ない事情により代表者が特に認めた場合は、この限りでない。

## 賃料一覧

滞在期間	1 週	2 週	3 週	1 ヶ月
C 棟	50,000 円	70,000 円	90,000 円	110,000 円
D 棟	50,000 円	70,000 円	90,000 円	110,000 円
E 棟	40,000 円	60,000 円	80,000 円	100,000 円
F 棟	40,000 円	60,000 円	80,000 円	100,000 円

※賃料の一部（20%）を申込金として前納していただきます。

※冬期間（11月～3月）は1日に付き500円暖房費加算致します。

- (1) 1ヶ月の定義として、31日とする。仮に4月15日から1ヶ月の滞在を開始すると、5月15日が1ヶ月の応答日となり滞りの満了日となります。
- (2) 1週ごとの滞在期間を超える場合の賃料は日割りにて処理します。
- 2 既納の賃料は、基本的に返納しない。ただし、代表者が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を返納することができる。
- 3 前項の規定により賃料を返納する場合及び返納割合は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 天災事変、体験者又は親族の疾病、その他体験者の責めに帰することができない理由等により滞在できなくなった場合は未使用期間の日割りで100%
  - (2) 代表者が特に必要と認め、使用許可期間を短縮した場合、未使用期間の日割りで100%
  - (3) その他止むを得ない事情により代表者が特に認めた場合、その都度返納割合を決定する。
- 4 賃料には、施設の使用に伴う電気、上下水道、NHK受信料、駐車場代を含む。  
ただし、飲食費、洗面具（石鹸・シャンプー等）及び衛生用品（歯ブラシ・タオル・ティッシュペーパー・トイレットペーパー・台所洗剤・スポンジ等）の日常消耗品、寝具類（布団・毛布・タオルケット・寝巻等）は、体験者の負担となります。

## (契約)

- 第10条 体験者は、体験施設を使用する際には当社と定期建物賃貸借契約書を締結しなければならない。
- 2 その他、契約の重要事項等の内容については定期建物賃貸借契約約款の定めるところによる。

## (体験者の遵守事項)

- 第11条 体験者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 体験者は、第8条第1項に規定する賃料を全て納めた後に、当社から当該施設の鍵（以下、鍵）を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。鍵を紛失したときは、速やかに代表者にその旨を報告し、鍵及びシリンダー錠交換に伴う諸費用を負担しなければならない。
  - (2) 体験者は、火気の取扱に注意し、水道の凍結を防止するとともに、備え付けの家具・備品、什器類を適切に取り扱うこと。
  - (3) 体験者は、施設の周りの除草や除雪・排雪を必要に応じて行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
  - (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
  - (5) 体験者は、施設の使用期間が満了したときは、直ちに代表者に当該施設の鍵を返却し、施設を原状に復すこと。
  - (6) その他、施設の使用に関し必要な事項。

### (行為の制限)

第12条 施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で代表者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) その他施設の使用にふさわしくない行為。

### (許可の取消)

第13条 代表者は、体験者に第11条及び前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第8条の規定による使用許可を取消すことができ、この場合ちよつと暮らし住宅使用許可取消通知書を、当該体験者に交付しなければならない。体験者が申込完了後に取消通知書を受け取った場合においても、第14条の規定にそつて判断する。

### (キャンセルの種類、手数料)

第14条 キャンセルは、申込の取り消し、体験施設の使用取り消しと2種類あり、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 2 体験者は申込書の提出後、滞在希望期間に体験施設に滞在できなくなった場合には、速やかに申込の取り消しを申し出なければならない。施設・期間の変更は、第7条の規定による申込がない場合に限り可能とし、再度申込書を提出するものとする。
  - (1) 当社は申込書の受領後、当社が指定した日（7日以内）までに申込金が前納されない場合は、当該体験者に告知し申込を解除することがある。なお、その告知につき当該体験者に連絡不能の場合も同様の処理をする。申込の取り消し決定後、当該体験者への連絡は書面にて行うものとする。
- 3 体験者は申込の完了後、滞在希望期間に施設に滞在できなくなった場合には、速やかに体験施設の使用取り消しを申し出なければならない。施設・期間の変更は、第7条の規定による申込がない場合に限り可能とし、再度申込書を提出するものとする。
- 4 前項の規定による、申込完了後のキャンセルに限り、キャンセル料金が発生するものとする。ただし、止むを得ない事情により代表者が特に認めた場合は、この限りでない。

#### キャンセル料金一覧

キャンセルのお申し出日	キャンセル料	手数料
～15日前	0円	1,000円
14日前～前日	申込金の50%	1,000円
当日・連絡なしの不滞在	申込金の100%	0円
キャンセル料の限度額	30,000円	—

### **(期間の延長)**

第15条 体験者は、滞在期間が満了するにあたり、満了後の期間に第7条の規定による予約・申込がない場合に限り、滞在延長の申し出をすることができます。その際に新たな定期賃貸借契約を締結し、賃料等を納付して頂きます。

2 第7条から第12条までの規定は、前項の延長の滞在時にも適用します。

### **(特別の設備又は特殊物品の搬入)**

第16条 体験者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、代表者の許可を受けなければならない。

### **(損害賠償)**

第17条 体験者は、故意又は過失により施設、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情により代表者が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項前段の規定による施設、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、ただちにちょっと暮らし住宅破損届により代表者に報告しなければならない。

### **(事故免責)**

第18条 滞在施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、当社はその責任を追わないものとする。

### **(その他)**

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は代表者が別に定める。

### **(施行期日)**

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

改正附則 (平成23年4月1日改正)

(平成24年1月1日改正)

(平成28年8月1日改正)

(平成30年4月1日改正)

この改正規約は、公布の日より施行する。